

平成 24 年 5 月吉日

消費税の増税について

一般社団法人 日本加工食品卸協会

消費税の引上げは、国民や企業の納得と理解を得ながら進めることが不可欠

少子高齢化の進展を鑑みれば、将来的には、社会保障制度の見直し、徹底的な行財政改革を進めても財源不足が見込まれることから、消費税を引き上げざるを得ないと考えられる。しかし、社会保障制度の効率化・重点化を徹底的に進めない限り、いずれ財源不足となり、さらなる増税が必要となる。

消費税の引き上げは、国民や企業の納得と理解を得ながら進めつつ、その導入のタイミングや仕組みについては、景気や経済成長を最大限阻害しないよう、十分検討すべきである。

消費税制度の信頼性確保のための課税の適正化が検討課題にあがっているが、免税点や簡易課税制度については、数次にわたり見直しを行ってきており、中小企業の益税問題は十分適正化が図られているものと考えられる。むしろ、長引く景気低迷とデフレのもと、厳しい値下げ要請や価格競争により、仕入れに係る消費税の価格への転嫁も困難となっており、結果的に損税が生じているとの声もある。また、益税が指摘される簡易課税事業者や免税事業者の多くは、従業員が 2～3 名の事業者であり、その所得水準を考慮すれば、免税点や簡易課税制度の縮減は、これら事業者に対して過度な納税事務負担を新たに課すものである。

こうした観点から、中小企業への負担軽減措置等を講じることなしに消費税の引き上げを行うことは容認できない。具体的には、以下の措置の確実な実施が必要である。

- ① 価格転嫁の確保に万全を期すこと。
- ② 事業所間取引についての経過措置の継続適用及び税込価格への変更を行う場合の端数処理の方式の統一化を図ること。
- ③ 事業者はもとより、徴税側の事務負担やコスト増にもつながる複数税率とインボイスの導入は行わないこと。特に、インボイスの導入は、免税事業者が取引から排除されるなど中小企業に深刻な影響をあたえることが懸念される。
- ④ 逆進性対策は、当面は社会保障給付等の歳出面で対応し、将来的には「給付付き税額控除」を検討すること。
- ⑤ 価格転嫁が困難な中小企業の負担軽減のために存在する中小企業特例（免税点制度、簡易課税制度）は拡充すること。
- ⑥ 社会保障制度を支える地方の安定財源を確保すること。ただし、地方自治体は、徹底した行財政改革とともに、具体的な用途と財源の必要性を説明する必要がある。

以上